

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 構造計算適合判定資格者検定に係る受検手数料の見直し

構造計算適合判定資格者検定に係る受検手数料を三万五千円とするものとする。

(第八条の六第一項関係)

二 窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化

主要構造部を耐火構造等としなければならぬ窓その他の開口部を有しない居室から、避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くものとする。

(第百十一条第一項関係)

三 防火区画に関する規制の合理化

1 主要構造部を耐火構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分(以下1において「空間部分」という。)に接する場

合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、当該建築物を千五百平方メートル以内ごとに区画しなければならないとする第百二十二条第一項の規定を適用するものとする。

（第百十二条第三項関係）

2 建築物の一部が建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれに該当する場合であっても、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、その部分とその他の部分とを特定防火設備等で区画しなくてよいものとする。

（第百十二条第十八項関係）

四 二以上の直通階段を設置しなければならない階の範囲の合理化

1 第百二十一条第一項（第四号及び第五号（第二項の規定が適用される場合にあつては、第四号）に係る部分に限る。）の規定は、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これら

に類するものを含む。)と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)とが間仕切壁若しくは階の用途に応じて定める防火設備で第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第十五項の国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。)については、適用しないものとする。

(第二百一十一条第四項関係)

2 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合においては、第二百一十一条第一項第六号イ(同条第二項の規定により読み替える場合を含む。)の規定の適用について、当該出入口のある階にあるものとみなすものとする。

(第二百二十三条の二関係)

五 排煙設備に係る規制の合理化

建築物の二以上の部分の構造が通常火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分は、排煙

設備に係る規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなすものとする。また、既存不適格建築物の一部について増築等をする場合においては、当該別の建築物とみなす部分について、引き続き排煙設備に係る規定を適用しないものとする。

(第二百二十六条の二第二項及び第三百三十七条の十四第三号関係)

六 敷地内に設ける通路の幅員の合理化

敷地内に通路を設けなければならない建築物のうち、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物については、敷地内の通路の幅員を九十センチメートル以上確保すればよいものとする。

(第二百二十八条関係)

七 内装制限の対象となる建築物等の範囲の合理化

居室等の内装を難燃材料等としなければならないとする第二百二十八条の五第一項から第六項までの規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しないものとする。

(第二百二十八条の五第七項関係)

八 避難安全検証法の見直し

1 居室その他の建築物の部分で、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で第一百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画された部分（二以上の階にわたって区画されたものを除く。以下八において「区画部分」という。）について、当該区画部分で火災が発生した場合に当該区画部分に存する者の全てが避難を終了するまでの間、当該区画部分の各居室等において、煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下しないことが検証された場合に、当該区画部分について、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三及び第二百二十八条の五（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定を適用しないものとする。

（第二百二十八条の六関係）

2 区画部分、階又は建築物の各居室等について、当該居室等で火災が発生してから当該居室又は当該区画部分、当該階若しくは当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間の計算方法を国土交通大臣が定めるものとする。

（第二百二十八条の六、第二百二十九条及び第二百二十九条の二関係）

3 全ての者が避難を終了するまでに要する時間が経過した時において、区画部分、階又は建築物にお

いて発生した火災により生じた煙又はガスの高さが、当該区画部分、当該階又は当該建築物の各居室等において、避難上支障のある高さを下回らないものであることを確かめる検証方法を追加するものとする。

(第二百二十八条の六、第二百二十九条及び第二百二十九条の二関係)

九 遊戯施設の客席部分に係る構造基準の具体化

遊戯施設の客席部分の構造について、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

(第四百四十四条第一項第三号口関係)

十 その他所要の改正を行うものとする。

第二 附則

一 この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第四条関係)